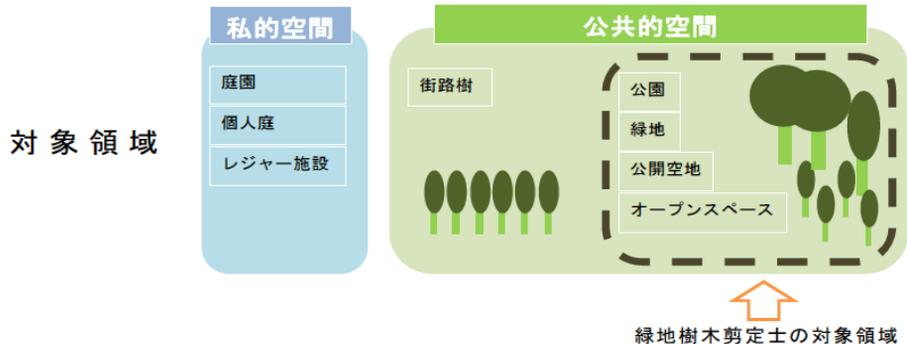


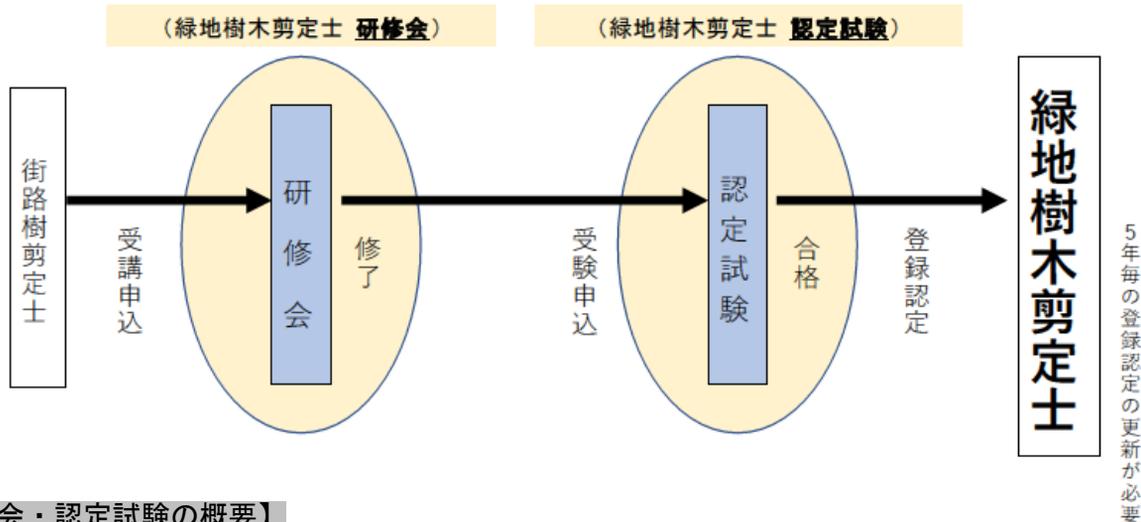
緑地樹木剪定士[®]

—公園や緑地の樹木を管理できる技術者の資格制度—

緑地樹木剪定士の対象領域



緑地樹木剪定士になるまで



【研修会・認定試験の概要】

「緑地樹木剪定士」になるには、協会が実施する「緑地樹木剪定士研修会」を受けて「認定試験」に合格し、登録認定することが必要です。研修会と認定試験は、年に2回（夏期と冬期）開催します。

テキストとインターネット配信による研修動画の視聴を通じて学習し、CBT方式の学科試験を受け、試験合格後に登録認定手続きを経て「緑地樹木剪定士」と称することができます。



良好な植栽空間の景観形成の実現に向けて

資格創設の目的

都市公園等の緑地の樹木は、老朽化や不適切な管理により、枯枝の落下や倒木が危惧されるなど、管理上の新たな課題が顕在化している。近年は、樹木の良好な育成や安全対策の実施を通じて、公園や緑地の機能の保全・確保・向上が求められている。

また、街路樹を管理する技術者の資格制度「街路樹剪定士」を運営する日造協には、道路分野だけでなく、公園・緑地空間の樹木まで対象を拡大することが、管理者などから求められていた。

こうした現状を踏まえ、街路樹剪定士の持つ知識と技術に加え、公園や緑地の樹木に関する基礎的な知識を有し、樹木の剪定整姿などの適切な育成管理や日常の安全点検を行うことのできる技術者を養成するため、すでに街路樹を対象に剪定・管理を行っている「街路樹剪定士」をベースに、新たに「緑地樹木剪定士」資格制度を創設することとした。

緑地樹木剪定士とは

資格者は、公園や緑地の管理者とその利用者の間に立ち、公園・緑地空間に植栽された多様な樹木を対象に、適切な管理を提案し剪定を行い、利用者が快適に安全に利用できる造園空間の提供を目指す。



通行機能を持った公開空地



溜まり機能を持った公開空地



建築設備（空調設備）の遮蔽植栽



建物周りの修景植栽

受講・受験資格

【研修会の受講資格】：街路樹剪定士であること

【認定試験の受験資格】：過去2回のうちいずれかの緑地樹木剪定士研修会を受講された方

研修会

【研修会】研修は、送付されたテキストおよび映像講義の動画により受講

【研修期間】夏期または冬期の1か月間（期間内はいつでも何度でも受講可能）

【研修内容】

第1講	公園・緑地に関する基礎知識(60分)
第2講	剪定技術(80分)
第3講	安全管理・樹木の安全点検(50分)
第4講	その他関連知識(50分)

認定試験

【認定試験】全国約300か所のテストセンターから最寄りの会場をインターネットで予約
C B T方式（テストセンターにあるコンピューター端末を使って受験）により、
試験時間は45分間で、四者択一式20問がコンピューター上で出題されます。
研修内容（テキストと映像講義の動画）から出題

【試験期間】夏期または冬期の1か月間のうち1日（期間内の1日を選んで予約）
試験予約日の3日前までは、試験会場・日時の予約は何度でも無料で可能です。



受講・受験料

【受講・受験料】・一般 35,200円（税込・テキスト代含）
・日造協会員 18,700円（税込・テキスト代含）

※ 再受験制度有り

登録認定と資格の更新

「緑地樹木剪定士」として認定されるためには、
試験合格後に登録認定手続きをする必要があります。

- 登録認定の有効期間 5年間※1
- 登録認定料 11,000円（税込）※2

※初回更新までの有効期間は、保有する街路樹剪定士の有効期限となり、
有効期限までの期間により、登録認定料は減額されます。

5～4年：11,000円、4～3年：8,800円、3～2年：6,600円、
2～1年：4,400円、1年未満：2,200円



緑地樹木剪定士 研修会・認定試験 申込～受験、合格、登録認定までの流れ

受講・受験者用マイページへの登録

氏名・メールアドレス・電話番号等のマイページ登録が必要です
(日造協のホームページ「緑地樹木剪定士」をご覧ください)



研修・試験の受講・受験申込 (申込期間：夏期または冬期の1か月間)

受講・受験者用マイページにログインしてお申込みください



試験日時・会場の予約

受講・受験の申込み完了後、受講・受験者用マイページにて予約できます



研修動画視聴 (オンライン) (視聴可能期間：夏期または冬期の1か月間)

視聴用URLとパスワードは、入金確認後3営業日内(土日祝日除く)にメールで送信
研修テキストは、入金確認後3営業日内(土日祝日除く)に郵送



認定試験の受験 (試験期間：夏期または冬期の1か月間)

予約した日時・会場で受験してください。



合否発表 (夏期受験者は9月中、冬期受験者は2月中)

合否結果は、受講・受験者用マイページにて確認できます
登録認定手続き案内を郵送



登録認定手続き (夏期・冬期の受験者とも2月中)

「緑地樹木剪定士」と称するためには、合格後に登録認定手続きが必要です
登録認定料のお振込みと、登録認定申込書を日造協事務局へ郵送する
登録認定料は、保有する街路樹剪定士の有効期限までの期間により異なります

※5～4年：11,000円、4～3年：8,800円、3～2年：6,600円、
2～1年：4,400円、1年未満：2,200円



認定証の交付 (3月中)

期限までに登録認定手続きを行った方には、年度内に認定証が送付されます